

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号  
実用新案登録第3155883号  
(U3155883)

(45) 発行日 平成21年12月10日(2009.12.10)

(24) 登録日 平成21年11月18日(2009.11.18)

(51) Int.Cl. F 1  
A 4 7 C 7/02 (2006.01) A 4 7 C 7/02 Z

評価書の請求 未請求 請求項の数 1 書面 (全 4 頁)

(21) 出願番号 実願2008-7130 (U2008-7130)  
(22) 出願日 平成20年9月10日 (2008.9.10)

(特許庁注：以下のものは登録商標)

1. マジックテープ

(73) 実用新案権者 508303715  
樋口 さくら  
福岡県北九州市小倉南区上吉田1丁目2番  
22号  
(72) 考案者 樋口 さくら  
福岡県北九州市小倉南区上吉田1丁目2番  
22号

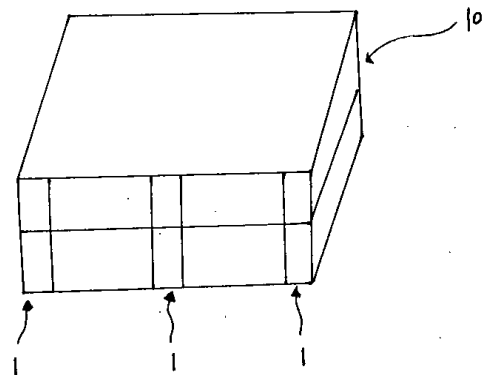
(54) 【考案の名称】 幼児用補高エアークッション

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】高さを変えることができ、適切な高さを確保することができる幼児用補高エアークッションを提供する。

【解決手段】幼児用補高エアークッションにおいて、形状と寸法が同じエアークッションが2個上下に重なっており、その一側面の交わった一辺がつながっていて、つながっている一側面に椅子等に固定する際に使用するベルトを通すベルト通しが設けられ、上下2個のクッションの接合面には面の一部に上下のクッションを固定する為の面ファスナーが設けられている。

【選択図】 図1



## 【実用新案登録請求の範囲】

## 【請求項 1】

それぞれ独立した空気を取り入れる事のできる 2 層の一側面に椅子等に固定する際に必要なベルトを通す為のベルト通しが設けられており、又、1 側面はつながっているその 2 層の接合面は面の一部をマジックテープで接合しており、その接合部を離して一枚のシートとして利用できる。

## 【考案の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本考案は椅子で使用する補高クッションに関する

10

## 【背景技術】

## 【0002】

従来のエアークッションでは高さを変えられず、又、椅子に固定する事ができなかった。

## 【考案の開示】

## 【考案が解決しようとする課題】

## 【0003】

しかし、これでは子供によっては高さが適切でない場合があり、又、固定していない為、安全性、安定性が確保できない。

## 【課題を解決する為の手段】

## 【0004】

そこで、2 層のクッションの片方に空気を入れふくらませ使用する場合と空気を入れず 1 層として使用する事によって高さを変えられ適切な高さを確保する事ができる。

20

## 【考案の効果】

## 【0005】

本考案のエアークッションにより、外出時に折りたたむ事によって持ち運びが簡単になり子供用の椅子の備え付けのない所でも適切に近い高さが確保する事ができる。又、補高クッションとして使用しない場合は接合部を広げて 1 枚のクッションとして利用できる。

## 【考案を実施するための最良の形態】

## 【0006】

本考案に係る幼児用補高エアークッション 10 は図 1 で示すようにイス等に固定する為のベルト通し 1 かつ図 2 に示すように 2 層の接合面の一部にマジックテープ 2、空気注入出口 3 が備えられている。

30

このベルト通し 1 に図 4 のベルト 4 を通す事により図 3 の椅子 20 の背もたれ部に固定する事ができる。

図 4 のベルト 4 は椅子 20 の背もたれの幅によって長さを調整すればよい。

素材はビニール製で形成することが望ましい。

## 【図面の簡単な説明】

## 【0007】

【図 1】本考案の幼児用エアークッションの全体図

【図 2】本考案の幼児用エアークッションの展開図

40

【図 3】本考案の幼児用エアークッションを椅子に使用した際の背面図

【図 4】本考案の幼児用エアークッションを椅子に固定する際に要するベルト

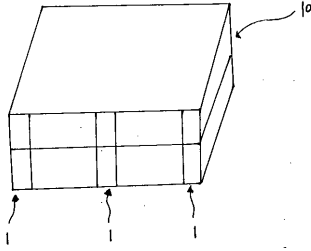
## 【符号の説明】

## 【0008】

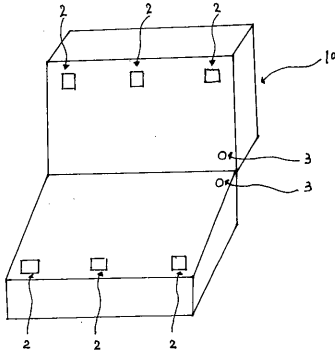
- 1 ベルト通し
- 2 マジックテープ
- 3 空気注入出口
- 4 ベルト
- 10 エアークッション
- 20 椅子

50

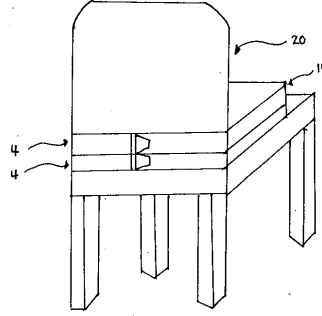
【図 1】



【図 2】



【図 3】



【図 4】



## 【手続補正書】

【提出日】平成20年11月18日(2008.11.18)

## 【手続補正 1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】請求項 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【請求項 1】

それぞれ独立した空気を取り入れる事のできる 2 層の一側面に椅子等に固定する際に必要なベルトを通す為のベルト通しが設けられており、又、1 側面はつながっている。その 2 層の接合面は面の一部を面ファスナーで接合しており、その接合部を離して一枚のシートとして利用できる 幼児用補高エアークッション。

## 【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0 0 0 6】

本考案に係る幼児用補高エアークッション 10 は図 1 で示すようにイス等に固定する為のベルト通し 1 かつ図 2 に示すように 2 層の接合面の一部に面ファスナー 2、空気注入出口 3 が備えられている。

このベルト通し 1 に図 4 のベルト 4 を通す事により図 3 の椅子 20 の背もたれ部に固定する事ができる。

図 4 のベルト 4 は椅子 20 の背もたれの幅によって長さを調整すればよい。

素材はビニール製で形成することが望ましい。

## 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

- 1 ベルト通し
  - 2 面ファスナー
  - 3 空気注入出口
  - 4 ベルト
- 10 エアークッション  
20 椅子

## 【手続補正書】

【提出日】平成21年1月30日(2009.1.30)

## 【手続補正1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

「幼児用補高エアークッションにおいて、

- (1) 形状と寸法が同じエアークッションが2個上下に重なっており、その1側面の交わった1辺がつながっている
  - (2) つながっている1側面に椅子等に固定する際に使用するベルトを通すベルト通しが設けられている
  - (3) 上下2個のクッションの接合面には面の一部に上下2個のクッションを固定する為の面ファスナーが設けられている
- 以上の(1)～(3)の構成からなる幼児用補高エアークッション。